

町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年9月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「町田市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「（町田市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の前日にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、町田市議会議員及び町田市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、町田市議会議員及び町田市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（<u>町田市長の選挙の場合に限る。</u>以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者（<u>町田市長の選挙の場合に限る。</u>）は、第8条に規定する1枚当たりの作成単価の限度額にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>